

# 定期検査に代わる計量士による検査業務の手引き

計量士が市内において、計量法第25条第1項に定める業務（定期検査に代わる計量士による検査。以下、「代検査」という。）を行うときの届出等に関する取扱いは次のとおりです。

## 1 開始の届出

代検査を始めようとする一般計量士は、下記の書類を消費生活センターへ提出してください。

- ① 「定期検査に代わる計量士による検査業務の届出書（様式第1号）」
- ② 添付書類
  - ア 計量士登録証の写し
  - イ 基準器検査成績書の写し
  - ウ 基準器等の貸借契約書等の写し（基準器等を貸借する場合）
  - エ 県より承認を受けた質量標準管理マニュアル（実用基準分銅を使う場合）
  - オ 県より承認を受けた車両等の校正方法（車両等を分銅と置き換える場合）
  - カ 定期検査済証印（合格シール）の見本

## 2 変更の届出

届出書又は添付書類の内容を変更するときは、下記の書類を消費生活センターへ該当する書類を提出してください。

- ① 「定期検査に代わる計量士による検査業務の届出書記載事項変更届（様式第2号）」
- ② 添付書類
  - ア 申請者の住所、氏名の変更・・・・・・・・・・変更内容が確認できる書類（住民票等）
  - イ 基準器の追加又は廃棄等・・・・・・・・・・追加の場合は基準器成績書の写し  
廃棄の場合は廃棄がわかる書類
  - ウ 基準器等の貸借契約書の変更・・・・・・・・・・変更した貸借契約書の写し
  - エ その他の変更・・・・・・・・・・変更内容が確認できる書類

## 3 廃止の届出

代検査業務を廃止するときは、「定期検査に代わる計量士による検査業務廃止届出書（様式第3号）」を消費生活センターに提出してください。